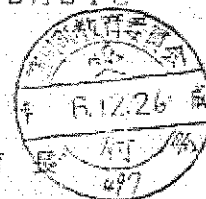




6教義第 993 号

平成6年12月21日



各市町村(学校組合)教育長 様

高 知 県 教 育 長

年次有給休暇、介護休暇等について(通知)

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の全部改正により、年次有給休暇の繰越し制度の改正及び介護休暇の新設等が行われ、平成6年12月21日から施行されました。

これらの内容については、下記のとおりですので、運用に当たっては適正な執行をお願いします。

また、今回の改正では、勤務時間、休日及び休暇について全面的に規定の整備を行い、次のとおり用語等の改正を行いました。

- (1) 「勤務を要しない日」が「週休日」となったこと。
- (2) 「年次休暇」が「年次有給休暇」となったこと。
- (3) 「年末年始の特別休暇」が「休日」に含まれること。

なお、上記条例及び規則の運用について、別添のとおり高知県人事委員会から通知がありましたので、併せて通知します。

記

1 条例、規則の改正

- 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ----- 別添資料1
- 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 ----- 別添資料2
- 公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則 ----- 別添資料3
- 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について ----- 別添資料4

2 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇の付与

- ① 国家公務員等から引き続き職員となった者に付与される年次有給休暇の日数

は、国家公務員等としての年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、職員と同様に取り扱われること。

- (2) 1月1日から6月30日の間に臨時的任用職員として採用された者が、当該年に引き続き正規の職員として採用された場合に付与される年次有給休暇の日数は、臨時的任用職員として採用された日に正規の職員として採用されたものとした場合に付与される年次有給休暇の日数から、臨時的任用職員として使用した年次有給休暇の日数を減じた日数とすること。

(2) 年次有給休暇の繰越し

- ① 前年の勤務実績にかかわらず、20日を限度として残日数を翌年に繰り越すことができること。
- ② 平成6年から平成7年への繰越しから適用されること。
- ③ 休暇承認簿については、次の様式を参考にして整備するとともに、出勤簿の余白にも、職員ごとに表示しておくことが望ましい。

前年に請求できた 年次有給休暇の日数	前年に与えられた 年次有給休暇の日数	年次有給休暇の 残 日 数	繰 越 し て き る 日 数	本年に請求できる 年次有給休暇の日数

(3) 通知の廃止

「年次休暇の繰越しについて」（昭和37年1月29日付け、37学第44号 県教育長通知）は廃止する。

3 介護休暇

(1) 介護休暇の趣旨

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇であり、上記に規定する者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間について承認することができるものであること。

(2) 要介護者の範囲

- ① 同居、別居を問わない者

配偶者、父母、子、配偶者の父母

- ② 同居に限る者

祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫（孫については、その父母のいずれも死亡している者に限る。）

- ③ 同居とは、職員と要介護者が実際に生活を共にしていることが要件であり、単に扶養関係があるのみでは同居にはあたらない。したがって、要介護者宅で日中のみや夜間のみ泊まって介護を行う場合は、同居とはいえない。また、退

院後に職員の住居に引き取ることが明らかな場合は、入院中の介護も同居と認められること。

(3) 要介護者の状態

- ① 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合であること。
- ② 老齢とは、具体的な年齢を想定するものではなく、老齢により歩行等の移動、排泄、衣類の着脱、入浴、食事等に関し、介護を必要とする状態をいうこと。

(4) 介護休暇の期間

- ① 要介護者ごとに、介護を必要とする一の継続する状態が、連続する3月の期間内とすること。
- ② 介護を必要とする一の継続する状態とは、病気の内容等にかかわらず、要介護者の介護を必要とする状態に着目したものであり、介護が必要な状態が一旦終息した後に病気が再発した場合は、同一の要介護者についても、再度介護休暇が認められるものであること。
- ③ ①の期間内において、1日又は1時間を単位として、連続又は断続的に公務に支障のない範囲内で認められるが、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ始業時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とすること。

(5) 介護休暇を取得する場合における給与の取扱い

- ① 給料及び給料の調整額については、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給料を減額すること。
- ② 昇給については、延伸事由に該当し、昇給期間の6分の1に相当する期間の日数を勤務しなかった職員は、勤務成績の証明が得られないものとして取り扱うこと。
- ③ 退職手当算定の期間については、除算しないこと。
- ④ 期末手当については、減額しない手当額を支給すること。なお、基準日に介護休暇を取得していても同様であること。
- ⑤ 勤勉手当については、減額しない手当額を支給すること。なお、基準日に介護休暇を取得していても同様であること。

ただし、介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日並びに祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を期間率の期間から除算すること。

- ⑥ その他の手当の取扱いについては、基本的に影響されないこと。

ただし、通勤手当及び月額の特殊勤務手当については、月の全日数勤務又は勤務がない場合は支給されないこと。

(6) 介護休暇取得者の代替措置

職員が、1日を単位として連続して1月以上介護休暇を取得する場合は、病気休暇の例により代替職員を措置する。

(7) 承認等の手続き

- ① 職員が介護休暇を得ようとするときは、承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、休暇承認願（従来の様式による）、介護休暇添付書類（別紙様式）及び医師の診断書（負傷、疾病の場合に限る。）を市町村（学校組合）教育委員会に提出し、承認を求めなければならない。

この場合、要介護者の一の継続する状態について、初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（介護休暇を得ようとする日又は時間の積み上げではなく、要介護者の一の継続する状態としての期間）について一括して承認を求めなければならないこと。

- ② 介護休暇の間は、給与が減額されることから、学校長は介護休暇用添付書類で確認のうえ、月例報告書により減額の処理を行うこと。

- ③ 市町村（学校組合）教育委員会は、介護休暇を承認した日の属する月の末までに、介護休暇用添付書類の写しを、所管教育事務所経由で義務教育課長に提出すること。

(8) 出勤簿の取扱い

出勤簿は次のように表示すること。

- ① 1日を単位として連続して与えた場合



- ② 時間を単位として与えた場合



(様式)

介護休暇用添付書類

学 校 名

職・氏名

印

要介護者 に関する 事 項	氏 名			要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容			
	続 柄						
	同・別居	☐ 同居	☐ 別居				
	介護が必要となった時期 年 月 日						
連続する3月の期間 年 月 日から 年 月 日							
請 求 の 期 間				出勤簿 整理済	振替 処理済	備考	
年 月 日	時 間	時 間 数	請求年月日				

(介護休暇用添付書類記載例)

介護休暇用添付書類

学 校 名 ○○市町村立○○小中学校

職・氏名 教諭 土 佐 太 郎 印

要介護者 に関する 事 項	氏 名	土 佐 花 子		要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容	老齢のため日常生活 を営むのに支障があ り、入浴、食事等の 介護を行う。		
	続 柄	母					
	同・別居	☒ 同居 ☐ 別居					
	介護が必要となった時期	平成7年1月15日					
連続する3月の期間 平成7年2月1日から平成7年4月30日							
請 求 の 期 間					出勤簿	照会簿	備考
年 月 日	時 間	時 間 数	請求年月日	整理済	処理済		
7. 2. 1 ~2. 8	8:30~ 17:15	48 (6日)	7. 1. 25				
7. 2. 9 ~2. 28	14:15~ 17:15	42 (5 2/8日)	"				